**令和２年度島原半島ユネスコ世界ジオパーク学術研究奨励事業募集要領**

　島原半島ユネスコ世界ジオパーク地域の学術的価値を保障し、その質を向上させるための学術調査及び研究にかかる調査費を助成します。

**１　補助対象研究**

　　次に掲げる、島原半島ユネスコ世界ジオパークに関わる地域資源を活用した地域社会の活性化に関する調査研究に関するもの

　（１）地域づくりおよび地域経済に関わる調査研究

　（２）ジオパークに関係の深い地質・地形・自然・歴史・文化に関する調査研究

　（３）その他島原半島ジオパーク協議会長が補助対象となると認めた調査研究

**２　補助対象者**

（１）長崎県を所在地とする大学等の教員、学生（大学の場合、大学院生も含む）、研究者等

（２）交付申請時点で長崎県内の住民基本台帳に登録のある研究者等

※いずれもグループによる応募も可

**３　補助金の額等**

（１）補助金の額　　予算の範囲内で　グループ：１件あたり上限２０万円

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　個　　人：１件あたり上限１０万円

　　　　ただし、補助対象研究は、１補助対象者につき１件とします。

（２）補助対象経費（実費相当額とする。）

　　　①調査研究地までの交通費及び原則島原半島内での宿泊費（飲食等を除く。）

　　　　※宿泊費については、対象経費の上限を6,000円とする。

　　　②調査研究に係る事務経費

　　　③島原半島の地域住民等を対象とした成果報告会にかかる経費

④その他島原半島ジオパーク協議会長が必要と認めた経費

**４　応募の方法**

　　次の書類を直接事務局まで持参するか、又は郵送してください。

1. 島原半島ユネスコ世界ジオパーク補助金交付申請書（様式第１号）　　１部
2. 島原半島ユネスコ世界ジオパーク学術研究実施計画書（様式別１号）　１部
3. 収支予算書 　　　１部
4. 補助研究の収支予算明細書　　　　　 　　　１部
5. 研究者等略歴（これまでの研究実績を含む。） 　　　１部
6. 研究グループ名簿（グループの場合）※任意様式 　　　１部
7. 在学（在職）証明書又は学生（職員）証の写し　　　　　　　　　　　１部

※大学等に在籍している場合

■申込先、問い合わせ先： 島原半島ジオパーク協議会事務局

TEL 0957-65-5540　FAX 0957-65-5542　 E-mail：info@unzen-geopark.jp

〒855-0879島原市平成町1-1　雲仙岳災害記念館内

■様式等：島原半島ユネスコ世界ジオパークのホームページに掲載します。

　　　 http://www.unzen-geopark.jp/

**５　応募締切**　　令和２年６月２６日（金）

**６　補助金交付決定**

　　島原半島ジオパーク協議会教育・保全委員会に諮り、補助金交付を決定し、７月中に通知します。

**７　実績報告等**

　　補助研究が完了後、次の書類とその得られた研究成果をまとめた論文や報告書を

令和３年３月１日（月）までに提出してください。

1. 島原半島ユネスコ世界ジオパーク補助事業実績報告書（様式第９号）　　１部
2. 島原半島ユネスコ世界ジオパーク学術研究実施報告書（様式別２号）　　１部
3. 収支決算書　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　１部
4. 補助研究の収支決算明細書　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　１部

**８　補助金の支払い**

　　実績報告書を精査して、補助金の額を確定し支払います。ただし、補助金の確定前に一部支払いを希望する場合は、概算払請求により交付決定額の半額を上限として請求することができます。

**９　その他**

1. 補助金の交付に関する詳細については、「島原半島ユネスコ世界ジオパーク補助金交付要綱」に定めます。

② 論文の作成にあたっては、調査費の助成を受けたことを明記してください。後日、論文を公表した場合は、掲載された論文の別刷等を島原半島ジオパーク協議会に提出してください。

　③ 島原半島ユネスコ世界ジオパーク学術研究終了後、次年度の所属先と連絡可能な連絡先を必ずご連絡ください。

　④ 補助金の支払いは原則として申請者口座への振込みにより行います。支払の際に大学等の会計を経由しなければならい方は、申請の際に大学等の会計担当者を取扱者（振込先）として併記してください。

　⑤ 過去に学術研究奨励事業による補助を受けた者であっても、再度補助申請を行うことができます。

　⑥ 地域住民等を対象に、研究成果の一部を報告することを期待します。

　　 ※令和３年２～３月頃に島原半島ジオパーク協議会による研究成果を発表する場を設け

る予定です。なお、詳細の日時については、補助対象者が決定した後に各補助対象

者と調整のうえ、決定します。